

意見募集期間:平成27年8月29日(土)から平成27年9月28日(月)まで  
提出された意見の総数:8件

意見提出番号	提出された意見(概要)	電波利用環境委員会の考え方(案)
1	<p>該当箇所 別紙1 4 審議結果 ウ EUT、AE 及び付属のケーブルの最大長について 意見 EUT、AE 及び付属のケーブルの最大長について内容と表題が一致していないようです。「最大テストボリュームについて」に関する内容だと思います。</p>	<p>ご意見を受け表題を以下のとおり修正します。 「AE及び付属ケーブルを含めたEUTの最大サイズについて」</p>
2	<p>P5 1. 適用範囲 「この規格の放射エミッション要求事項は、ITUで定義されているような無線送信機からの意図的送信にも、これら意図的送信に関連するスプリアスエミッションにも適用されるように意図されていない。」 Q1 ここで言う、「スプリアスエミッション」の定義を明確にしてください。 「スプリアスエミッション」とは意図的送信周波数の高調波のことでしょうか。 Q2 CISPR32によるEMIノイズの測定試験では、無線機能をオンにして、意図的送信周波数と、この「スプリアスエミッション」を除外すればよいのでしょうか。</p>	<p>頂いたご意見のうち、Q11について、「意図的送信に関連するスプリアスエミッション」とは、ご認識のとおり、意図的送信周波数の高調波のことです。この部分については、CISPR32の原文でも“spurious emissions related to these intentional transmissions”と表記され特別な定義は記載されておらず、また、特別に定義をしなくとも誤解は招かないと考えられるため、原案のままとしています。 また、Q2についてはご認識のとおり試験方法となります。</p>
3	<p>P5 1. 適用範囲 「この規格が対象とする周波数範囲のエミッション要求事項が明確に他のCISPR規格(CISPR13及びCISPR22を除く)に規定されている機器はこの規格の適用範囲から除外する。 イ)電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者が管理する建物内のみ設置される電気通信施設用物品」 Q1専用建物内の機器からの放射エミッションとAC電源ポートからの伝導エミッションはその建物内部でクロージングして、建物外へ漏れないので除外することは理解できますが、専用建物内機器の有線ネットワークポート(3.1.32)は通信ネットワーク(公衆網)へ直接接続され、その建物外へ拡散されるものであり、その建物内部にクロージングするものではないので、この規制(表A.11)を除外することはできないのでしょうか。 同じ通信ネットワーク(公衆網)に直接接続される、一般ユーザーが使用する機器は、有線ネットワークポートを規制し、専用建物内機器の方を除外するのはなぜでしょうか。</p>	<p>専用建物内の機器の有線ネットワークポートからの伝導エミッションについては、事業者の責任においてTTC標準に基づいた対策をとっており、問題を未然に防止できることから、本答申(案)においては適用除外としています。</p>
4	<p>該当箇所:4 審議結果及び総論 1 適用範囲 意見: 本報告の「マルチメディア機器の電磁両立性」という目的から考えると、広帯域電力線搬送通信設備にも適用するのが当然である。</p>	<p>広帯域電力線搬送通信設備についてはCISPR32の適用範囲外です。 適用範囲外となった背景として、広帯域電力線搬送通信設備のエミッション要求事項については、CISPR32の前身であるCISPR22に規格を追加することを目的として、2005年5月から検討が続けられました。しかしながら、2015年9月に開催されたCISPR会合において、この検討をしないことが決定されました。以上の検討経緯を見れば、CISPR32準拠の本答申(案)においては適用除外とすることが適当であると考えられるため、原案のままとしています。</p>
5	<p>該当箇所:4 審議結果ア 適用除外について 国内における実情に合わせるとともに、適用除外内容を明確にし、規格適用における問題の発生を少なくするために、適用除外例を下記のように追加した。 ii. 広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則44 条第2 項2 号:2 MHz~30 MHzの電力線搬送通信設備) 意見: 広帯域電力線搬送通信設備は、マルチメディア機器の一部であり適用除外には該当しない設備である。更に、日本以外の広帯域電力線搬送通信設備は、2013年10月9日にヨーロッパ標準EN50561-1として認可されており、CISPRで標準化される事は時間の問題である。従って、この日本の広帯域電力線搬送通信設備技術基準は、国際的に破綻している技術基準であり、このパコメ等に適用除外として記載する事は、日本の恥である。 このヨーロッパ標準は、CISPRで番外となっている日本の広帯域電力線搬送通信設備技術基準とは相違しコモモンモードおよびディファレンシャル電流と電圧で規定され、且つノッチも厳しく規定されている物である。</p>	<p>広帯域電力線搬送通信設備についてはCISPR32の適用範囲外です。 適用範囲外となった背景として、広帯域電力線搬送通信設備のエミッション要求事項については、CISPR32の前身であるCISPR22に規格を追加することを目的として、2005年5月から議論が続けられました。しかしながら、2015年9月に開催されたCISPR会合において、この検討をしないことが決定されました。以上の検討経緯を見れば、CISPR32準拠の本答申(案)においては適用除外とすることが適当であると考えられるため、原案のままとしています。</p>
6	<p>【当該箇所】 電波利用環境委員会報告(案)別紙14 審議結果 ア ii 及び オ及び「諮問第3号国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」別添 5頁1適用範囲(ロ) 【意見】 電波利用環境委員会報告(案):以下別紙1と表記、及び「諮問第3号国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」;以下別添と表記には、広帯域電力線搬送通信設備と記されて、当審議会の審議前提条件として適用除外例として審議されたものである。 適用除外例とした理由は「国際規格とのデューエーション」との説明のみで、その根拠が開示されていない。基本的に国際規格の国内規格採用にあたっては国際的信認を得るために例外を認めるべきでない。 ア ii について ① 当該箇所の論拠に(電波法施行規則44条第2項2号)を準用と見られるが、当該規則は屋内広帯域電力線搬送通信設備とされて別紙1の定義は室内と明記されていない。 ② 別添も当該箇所は①と同様に扱われている。 ③ なぜ法律用語の定義を外してまで審議したか論拠を開示すべきである。 オについて及び別紙1について ④ 別紙1オ4~5行目に「適応可能性が低い。…誤解を招かないよう削除した(一部省略)可能性が低い及び誤解を招くので削除したその根拠を開示すべきである。 参考:&lt;電波法施行規則第44条第2項2号&gt; 二 電気使用者(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。)の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。) (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。) (2) (1)以外のもの (昭四四郵令六・昭四七郵令二五・昭四八郵令一九・昭六二郵令四・平元郵令四一・平七郵令五三・平一二郵令六〇・平一四総省令九六・平一六総省令四・平一八総省令一九・平二五総省令八六・一部改正)</p>	<p>広帯域電力線搬送通信設備についてはCISPR32の適用範囲外です。 適用範囲外となった背景として、広帯域電力線搬送通信設備のエミッション要求事項については、CISPR32の前身であるCISPR22に規格を追加することを目的として、2005年5月から議論が続けられました。しかしながら、2015年9月に開催されたCISPR会合において、この検討をしないことが決定されました。以上の検討経緯を見れば、CISPR32準拠の本答申(案)においては適用除外とすることが適当であると考えられるため、原案のままとしています。 なお、頂いたご意見のうち、①から③について、電波法施行規則44条第2項2号では、屋内においてのみ使用するものとそれ以外のものを合わせて、「広帯域電力線搬送通信設備」と規定されており、本答申(案)においては、省令の記述をそのまま使用しております。 また、④については、SACとRVC、GTEMとの間の相関性の検討が十分ではなく、CISPR32に規定することについて多数の国からの反対がありました。そのため、将来的に規格として適応される可能性が低いことから、誤解を招くことを防ぐため本答申(案)から削除したものです。</p>

7	<p>該当箇所別紙14 審議結果</p> <p>ア 適用除外について</p> <p>ii. 広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則44 条第2 項2 号:2 MHz~30 MHz の電力線搬送通信設備)別添1 適用範囲</p> <p>次については、本規格の適用除外とする。</p> <p>ロ)広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則44 条第2 項2 号:2 MHz~30 MHz の電力線搬送通信設備)</p> <p>G.2.4 電流及び電圧許容値の併用</p> <p>コモンモードインピーダンスが150 Ω ではない場合、電圧又は電流単独の測定は容認できない。これは、不定かつ未知のコモンモードインピーダンスによって測定の不確かさが非常に大きくなるためである。しかしながら電圧及び電流測定の双方を行い、電圧及び電流許容値を同時に適用するのであれば、以下に示すように結果は妨害波の最悪条件の評価となる。</p> <p>意見</p> <p>広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則44 条第2 項2 号:2 MHz~30 MHz の電力線搬送通信設備)を除外する理由が明らかにされていないが、この除外によって、広帯域電力線搬送通信設備に対して他のマルチメディア機器よりも特権的な地位を結果的に与えており、公正さを欠いている。</p> <p>本案のG.2.4 で記述されている通り、コモンモードインピーダンスが想定値と異なる場合には、電流または電圧のどちらか一方だけの測定値が許容値を満たしていても、妨害波を規制することはできず、電圧及び電流許容値を同時に適用しなければならない。これは、広帯域電力線搬送通信設備についてもあてはまる事実である。そのことは添付した信学技報信学技報EMCJ2008-115の3~4.1で既に指摘している。G.2.4で想定しているコモンモードインピーダンス150Ωに対して、広帯域電力線搬送通信設備では25Ωを想定しているの、コモンモードインピーダンスやLCL値は読み替える必要はあるが、広帯域電力線搬送通信設備に対して電流許容値しか課さない現行の技術基準は、本案と相容れない。従って、本案に広帯域電力線搬送通信設備を含めて電圧及び電流許容値を同時に適用するか、広帯域電力線搬送通信設備の技術基準を電圧及び電流許容値を同時に適用するように改訂する必要がある。</p>	<p>広帯域電力線搬送通信設備についてはCISPR32の適用範囲外です。</p> <p>適用範囲外となった背景として、広帯域電力線搬送通信設備のエミッション要求事項については、CISPR32の前身であるCISPR22に規格を追加することを目的として、2005年5月から議論が続けられました。しかしながら、2015年9月に開催されたCISPR会合において、この検討をしないことが決定されました。以上の検討経緯を見れば、CISPR32準拠の本答申(案)においては適用除外とすることが適当であると考えられるため、原案のままといたします。</p> <p>なお、現行の電波法施行規則における広帯域電力線搬送通信設備の技術基準に関してのご意見は、本答申(案)とは関係ありません。</p>
8	<p>【当該箇所】</p> <p>電波利用環境委員会報告(案)別紙14 審議結果 ア ii 及びロ及び「諮問第3号国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」別添5頁1適用範囲 ロ</p> <p>【意見】</p> <p>答申案の4・審議結果のii項において、広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則44 条第2 項2 号:2 MHz~30 MHz の電力線搬送通信設備)を適用除外例としていることは誤りであって、免許を受けた短波帯ユーザーの通信業務に深刻な障害を与える恐れが高い広帯域電力線搬送通信設備を答申案の適用除外とすることに反対である。</p> <p>なぜ適用除外とするのか誰にでもわかるよう理由を明確にして開示すべきである。</p> <p>(86名による共同意見)</p> <p>【理由】</p> <p>マルチメディア機器から発生する雑音電波であるエミッションの強さを抑制する技術基準の制定にあたっては、コモンモード電流だけで規制しても漏洩エミッションを周囲雑音以下に低減させることはできないと以下で明らかにされている。</p> <p>●答申案G.2.4 電流及び電圧許容値の併用</p> <p>『コモンモードインピーダンスが150 Ω ではない場合、電圧又は電流単独の測定は容認できない。これは、不定かつ未知のコモンモードインピーダンスによって測定の不確かさが非常に大きくなるためである。』</p> <p>●同様のことは専門学会の論文で発表、報告されている。</p> <p>電子情報通信学会信学技報EMCJ2008-115で、大阪大学大学院工基礎学部研究科・北川勝浩教授による『インピーダンス安定化回路網を用いた広帯域電力線搬送通信設備の伝導妨害波測定の盲点』という論文が発表されている。この論文はコモンモード電流のみによる規制では十分なエミッションの低減は不可能であり、同時にコモンモード電圧の規制が必要であると述べている。広帯域電力線搬送通信設備についても、電流及び電圧許容値の併用が必要であるという本案G.2.4と同趣旨のことが、既に7年前に指摘されていたのである。</p> <p>●電波監理審議会・広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立審理において、原告側実験及び国側実験でコモンモード電流のみでは十分ではないことが明らかになった。</p> <p>マルチメディア機器からの漏洩エミッションを抑制するための新しい国際技術基準なのであるから、既に日本国内で先行制定された広帯域電力線搬送通信設備の技術基準が本答申案と異なりコモンモード電流のみで規制されていて、齟齬を来すという業界寄りの理由によって適用除外にすべきではない。(他85名の意見も同様)</p>	<p>広帯域電力線搬送通信設備についてはCISPR32の適用範囲外です。</p> <p>適用範囲外となった背景として、広帯域電力線搬送通信設備のエミッション要求事項については、CISPR32の前身であるCISPR22に規格を追加することを目的として、2005年5月から議論が続けられました。しかしながら、2015年9月に開催されたCISPR会合において、この検討をしないことが決定されました。以上の検討経緯を見れば、CISPR32準拠の本答申(案)においては適用除外とすることが適当であると考えられるため、原案のままといたします。</p> <p>なお、現行の電波法施行規則における広帯域電力線搬送通信設備の技術基準に関してのご意見は、本答申(案)とは関係ありません。</p>